

第102号議案

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンターにおける指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 28 日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

市立よつや苑高齢者在宅サービスセンターにおける指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、提出するものであります。

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンターにおける指定管理者
の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、
公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
府中市四谷3丁目66番地

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人正吉福祉会
稻城市平尾4丁目16番地の1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで